

第10節 手数料

1 許可申請手数料

許可申請手数料は、福島市手数料条例（昭和49年条例第9号）別表第1の10の表により定めています。

.....福島市手数料条例.....

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

（手数料の種類及び金額）

第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1のとおりとする。

2前項に規定する手数料のほか、特に費用を要する事務については、実費に相当する額を負担しなければならない。

（手数料の徴収）

第3条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、証明、謄本、抄本又は写しの交付を目的とするものについては、その交付の際徴収するものとする。

2 既納の手数料は、還付しない。

（手数料の徴収しないものの範囲）

第4条 1～5略

6 別表第1の10の表に掲げる手数料は、市長が規則で定める災害その他特別の事由があると認める場合については、その全部又は一部を徴収しない。

7 略

（証明の範囲）

第5条 略

（過料）

第6条 略

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

別表第1（第2条関係）

10 宅地造成等規制法関係

表略

10 宅地造成等規制法関係

種 類		金 額	
事 務	名 称		
宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成工事許可申請手数料	1 件につき	
		(1) 切土又は盛土をする土地の面積が5百平方メートル以内のもの	12,000 円
		(2) 切土又は盛土をする土地の面積が5百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	21,000 円
		(3) 切土又は盛土をする土地の面積が千平方メートルを超え、2千平方メートル以内のもの	31,000 円
		(4) 切土又は盛土をする土地の面積が2千平方メートルを超え、5千平方メートル以内のもの	47,000 円
		(5) 切土又は盛土をする土地の面積が5千平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	67,000 円
		(6) 切土又は盛土をする土地の面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	110,000 円
		(7) 切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のもの	170,000 円
		(8) 切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え、7万平方メートル以内のもの	250,000 円
		(9) 切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のもの	340,000 円
	(10) 切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	420,000 円	
宅地造成等規制法第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の内容の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成工事変更許可申請手数料	1 件につき 宅地造成に関する工事の設計の変更については、設計を変更する区域の面積の合計の面積に応じ前項に規定する額	

2 手数料の免除

福島市手数料条例第4条第6項では、宅地造成工事に関する許可申請手数料を減免することができることを規定しています。

なお、具体的な減免の基準は、規則に委任しています。

.....福島市手数料条例.....

第4条 1～6略

7 別表第1の10の表に掲げる手数料は、市長が規則で定める災害その他特別の事由があると認める場合については、その全部又は一部を徴収しない。

--- 福島市宅地造成等規制法施行細則 ---

(許可申請手数料の免除)

第12条 福島市手数料条例(昭和49年条例第9号)第4条第6項の規則で定める災害その他特別の事由及び徴収しない手数料の額は、次表に掲げるものとする。

事 由 及 び 免 除 す る 額
(1) 宅地造成に関する工事が、災害を受けた者が自ら居住するために行う工事であって当該災害が発生した日から6月以内に法第8条第1項本文又は法第12条第1項本文の許可を受けた者であるとき、許可申請手数料又は変更許可申請手数料に相当する額
(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業、許可申請手数料又は変更許可申請手数料の2分の1に相当する額

3 過料

.....福島市手数料条例.....

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、別表第1の2の2の表及び5の表から13の表までに掲げる手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を料する。